

新旧対照表

別紙2

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第106号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3-2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第8号)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書(平成24年条約第3号)</p> <p>この協定の実施に当たり、同協定に基づく原産品に対する税率及び同協定第4章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第44条、第48条及び第49条の規定において定める同協定に基づく原産地証明及び税関手続については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p> <p>なお、<u>同協定第10条に規定する統一規則</u>(平成24年4月1日より有効のもの)<u>の附属書2-B(Specifically Described Goods)</u>に記載された貨物である場合、メキシコ税率の適用を受けるためには、同協定第4章及び同協定附属書4に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書2-Bに記載された記述(品名)がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されていなければならないこととなっている。したがって、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書2-Bに記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書2-Bに記載された記述(品名)が同協定に基づく原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。</p>	<p>3-2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第8号)</p> <p>この協定の実施に当たり、同協定に基づく原産品に対する税率及び同協定第4章<u>《原産地規則》</u>において定める原産地規則並びに同協定第39条、第44条、第48条及び第49条<u>《原産地証明書・原産品であることについての確認・輸送中の產品又は藏置されている產品・定義》</u>の規定において定める同協定に基づく原産地証明書及び税関手続については、関税法第3条ただし書<u>《条約による特別規定》</u>の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、<u>関税法施行令第61条第1項第3号《メキシコ協定原産地証明書》</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p> <p>なお、<u>同協定第165条《合同委員会》</u>に規定する合同委員会が協定発効の日に採択する<u>同協定第10条《統一規則》</u>に規定する統一規則の附属書2-B(<u>List of Specifically Described Goods</u>)に記載された貨物である場合、メキシコ税率の適用を受けるためには、同協定第4章及び同協定附属書4<u>《品目別原産地規則》</u>に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書2-Bに記載された記述(品名)がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されていなければならないこととなっている。したがって、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書2-Bに記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書2-Bに記載された記述(品名)が同協定に基づく原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。</p>